

埋め立てには埋め立てで損害を被る地元漁民全員の同意が必要

鈴木雅子、浦島悦子、弥永健一

連絡先：埼玉県比企郡嵐山町千手堂 497-4(弥永)

bjexf254@ybb.ne.jp

090-8024-7151

いのち豊かな辺野古の海、絶滅の危機にあるジュゴンやアカウミガメがおとずれる海をこれからの世代に残したいとの思いから、わたしたちは辺野古埋め立て承認をされないよう、沖縄県知事に求める署名を始めています。開始から3週間ほどで国内外から23,000以上の署名が集まっています。

名護漁協が埋め立て同意を今年3月11日の総会で正組合員96名中、2名以外の賛成を得て決めたとの知らせは心を曇らせるものでした。漁協による同意が地元漁民同意を意味するものと、常識通りに考えていたからです。ところが、この「常識」は大きく間違っていたことを明治学院大学教授（環境経済、環境政策、環境法規専攻）の熊本一規さんから教えていただきました。

漁業法では漁協を「漁業権者」と呼んでいますが、漁協が漁業を営む権利を持っているわけではありません。実際に漁業を営む権利は組合員であるなしに関わらず漁民にあり、その権利は法的には財産権として憲法29条1項により厳しく守られています。埋め立てによって漁業を営む権利が侵害される場合には、権利を侵害され損害を被る地元漁民全員からの同意取得及びそれら漁民全員による補償金配分受領が必要で、それらが得られなければ埋め立て工事はできません。辺野古地先に隣接する海域の宜野座、金武、石川3漁協の組合員は埋め立てによる海水汚染などの悪影響を受けることから、3月16日には埋め立てに反対する漁民大会を開いています。辺野古地先だけでなく、隣接する海域で漁業を営む地元漁民の権利も厳しく守られなければなりません。名護漁協の正準組合員のなかに、埋め立てに同意しない地元漁民がひとりでもいれば埋め立てはできません。名護漁協の総会決議は権限のないものが声を挙げているにすぎません。

以上述べたことは熊本さんの「海はだれのものか」（日本評論社）に書かれているように漁業法の解説書「漁業制度の改革」（水産庁経済課編、日本経済新聞社、1950年）、昭和25年12月27日、及び昭和34年3月26日の水産庁通達などに基づくものです。

http://www.youtube.com/watch?v=oE_-GkUSetU

でも熊本さんの講演をごらんいただけます。（2013年11月5日記）